

## 協賛事業所による支援（京都府実施制度）

右のステッカーが貼付されている事業所では、65歳以上の運転免許証の自主返納者に対して支援サービスを実施しています。

サービスを受ける際には、「運転経歴証明書」又は「申請による運転免許の取消通知書」の提示が必要です。

協賛事業所一覧は、下記URL又は二次元コードから御確認ください。

支援内容については、予告なく変更・中止となる場合などがあるため、利用前に協賛事業所一覧に掲載の問い合わせ先に御確認ください。

URL

[https://www.pref.kyoto.jp/kotsuanzen/support\\_kyogikai.html](https://www.pref.kyoto.jp/kotsuanzen/support_kyogikai.html)



二次元コード



## 敬老乗車証制度の御案内（京都市実施制度）

京都市では、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策として、敬老乗車証制度を実施しています。生活スタイルに応じて、次のどちらかを御選択いただけます。

種類	①フリーパス証	②敬老バス回数券
乗車できる交通機関	市バス・地下鉄 岩倉・大原地域を運行する京都バス 山科・醍醐地域を運行する京阪バス 京北ふるさとバス 醍醐コミュニティバス	①共通券 市バスほか民間バス8社の市内路線 ②単独券(近鉄バス) 近鉄バス市内路線 ③単独券(醍醐コミュニティバス) 醍醐コミュニティバス路線
有効期間	1年(10月～翌年9月)	有効期限なし
負担金	所得に応じて年額 9,000円～ 45,000円 ※生活保護受給者等は無料	回数券綴りの金額の半額 [年間最大10,000円分] ※生活保護受給者等は無料

### 対象者

下記①～③すべてに該当する方

- ①京都市に住所のある方
  - ②交付開始年齢\*に到達している方
  - ③合計所得金額が 700 万円未満の方
- \*令和 4 年 10 月から段階的に 70 歳から 75 歳へ引き上げ

### お問合せ先

敬老乗車証交付事務センター

TEL: 050-5443-6647

FAX: 075-213-5801

受付時間: 平日 8 時 45 分～ 17 時 30 分

制度の詳細は、  
下記二次元コード  
を御確認ください



# 運転免許証自主返納・ 運転経歴証明書取得方法 紹介リーフレット



## 運転免許証の自主返納制度とは？

加齢による身体の変化で運転に不安を感じたり、  
運転する機会が減ってきている高齢ドライバーの方などが、  
有効期限が切れていない運転免許証を自主的に返納することができる制度です。  
自分のために、家族のために、運転免許証の自主返納を考えてみませんか？



この印刷物が不要になれば「緑がみ」として古紙回収等へ！



発行年月: 令和7年3月  
発行者: 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課  
京都市印刷物第065058号



京都市 京都府 京都府警察

## 自主返納・運転経歴証明書の申請場所・受付時間

申請場所		受付時間
<b>運転免許試験場</b> (伏見区羽束師古川町647)	本館2階 8番窓口	月曜日～金曜日(祝・休日、年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前11時 午後1時～午後4時
	別館1階 35番窓口	日曜日(※注) 午後2時～午後3時30分
<b>京都駅前運転免許更新センター</b> (窓口) (下京区烏丸通七条下る東塩小路町707-2)		月曜日～金曜日(祝・休日、年末年始の休日を除く。) 午前9時30分～午前11時 午後2時～午後4時
		日曜日(※注) 午後2時～午後3時30分
<b>警察署</b>		月曜～金曜(祝・休日、年末年始の休日を除く) 午前9時～午後4時
<b>交番・駐在所</b>		予約が必要です。 事前に必ず「警察署の交通課」に御確認ください。

(※注) 下記の申請の場合は、平日のみの受付となります。

- ・再交付申請
- ・免許失効後の運転経歴証明書の交付申請
- ・過去に全部取消を受け5年間が経過しない方の新たな運転経歴証明書の交付申請

## 必要なもの

自主返納のみの場合…**運転免許証** (有効期限の切れていないもの)

※運転経歴証明書の申請時に必要なものは「よくある質問A4」を必ず御確認ください。

## お問合せ先

名称	電話番号
運転免許試験課免許申請係	075-631-5181
京都駅前運転免許更新センター 自主返納専用ホットライン	075-354-0110

## よくある質問

### 自主返納

**Q1** 自主返納は65歳に達していなくてもできますか？

- A1** 高齢者に限らず、有効期限内の運転免許証を持っていれば誰でも自主返納することが可能です。ただし、次の場合は手続きができませんので御注意下さい。
- ・運転免許証の有効期限が切れている
  - ・免許の停止処分中である
  - ・停止又は取消の処分が決定している

**Q2** 近くの交番・駐在所でも自主返納の申請はできますか。

- A2** 交番・駐在所でも申請は可能ですが、予約が必要です。事前に必ず「警察署の交通課」に御確認ください。

### 運転経歴証明書

**Q3** 運転免許証に代わる身分証明書は取得できますか。

- A3** 有効期限の切れていない運転免許証を返納された方(自主返納後5年以内)、又は免許証の更新を受けずに運転免許が失効した方(免許失効後5年以内)で、御希望の方には、顔写真入りで、ご住所・お名前・生年月日などを記載した「運転経歴証明書」をお渡しすることができます。
- 運転経歴証明書は、本人確認書類として利用することができます。運転免許証と同じサイズで、有効期限はありません。



**Q4** 運転経歴証明書の申請には何が必要ですか。

- A4** 次の表を御参照ください。手数料として運転経歴証明書1枚あたり1,150円が必要です。

区分	必要なもの	手数料
①運転免許証の自主返納と同時に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許証(有効期限の切れていないもの)</li> <li>○写真1枚(※注) (縦3cm、横2.4cm、正面、上三分身、無帽、無背景、6箇月以内に撮影したもの。以下同じ)</li> </ul>	<b>1,150円</b> 交番・駐在所で申請される場合の納付方法は警察署にお尋ねください。
②既に自主返納している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取消通知書(返納後5年を経過していないもの)</li> <li>○住民票(コピー不可、6箇月以内に発行のもの。以下同じ)又はマイナンバーカード</li> <li>○写真2枚(※注)</li> </ul>	
③失効後に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票又はマイナンバーカード</li> <li>○写真2枚(※注)</li> <li>○失効した運転免許証</li> </ul>	

(※注) 写真は、運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、下鴨警察署、右京警察署京北交番、木津警察署、亀岡以北の警察署で申請する方は、①の場合、必要ありません。②③の場合、1枚必要です。

**Q5** 運転経歴証明書の交付に要する期間はどれくらいですか。

- A5** 運転免許試験場及び京都駅前運転免許更新センターで申請された場合は、即日交付されます。各警察署で申請された場合は、約3週間後に交付されます。

※ 令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が始まります。運転経歴証明書の申請に関する、手続きに必要なものや手数料などの詳細については、京都府警察本部運転免許試験課免許申請係又は各警察署に御確認ください。また、右の二次元コードのリンク先においても御案内しております。

